

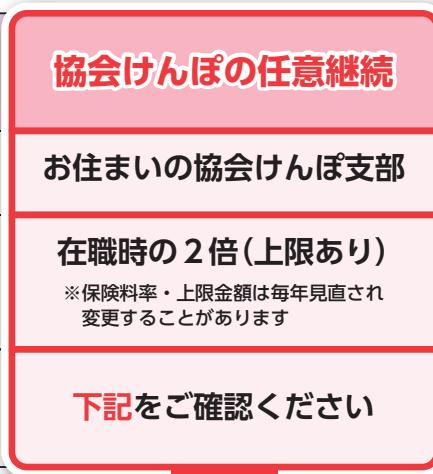
退職される従業員様にお伝えください 退職時に知っておきたい 「健康保険」のこと



退職後の健康保険は速やかにお手続きを！

退職後はご自身で、次に加入する健康保険の選択と加入のお手続きを行う必要があります。詳細は手続き先にご確認ください。

健康保険の種類	国民健康保険
手続き先	お住まいの市区町村役場
保険料	前年の所得や家族構成により決定 ※離職理由などにより保険料が減免されることがあります
加入条件	お住まいの市区町村役場へご確認ください



ご家族の健康保険(被扶養者)
ご家族のお勤め先
追加負担なし
ご家族が加入されている健康保険の扶養認定条件を満たす必要があります

任意継続の加入条件

条件① 資格喪失日の前日（退職日）までに、被保険者期間が
継続して2か月以上あること

条件② 資格喪失日（退職日の翌日）から **20日以内(必着)**に
「任意継続被保険者資格取得申出書」を提出すること

●処理完了後に受理通知書、資格情報のお知らせ、健康保険料納付書等を送付いたします。
医療機関等に受診の際は、マイナ保険証で受診してください。

添付書類等
詳しくは
こちら

「任意継続被保険者資格取得申出書」の提出は電子申請をご利用いただけます。

電子申請
詳しくは
こちら

任意継続に加入する際の マイナ保険証について

よくある質問に回答します



マイナ保険証を利用しない場合、
医療機関等での受診はどうすればよいか

A 任意継続被保険者資格取得申出書と一緒に「**資格確認書交付申請書**」もご申請ください。資格確認書を医療機関等に提示することで、これまで通り保険診療で受診ができます。

※マイナ保険証の利用登録がない方で、
資格確認書交付申請書のご申請がない
場合は、自動交付により1か月程経過
後に資格確認書がお手元に届きます。



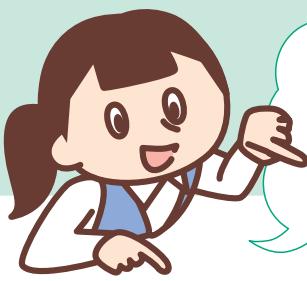
マイナ保険証の利用登録をしているの
に、受診の際に保険証として使えない
と言われた。どうしてか？

A 電子証明書の有効期限が切れていないかご確認ください。電子証明書の有効期限切れから3か月経過後は、マイナ保険証としてご利用できません。電子証明書の有効期限は、年齢問わずマイナンバーカード発行日から5回目の誕生日までです。



電子証明書の有効期限
の確認や更新手続き方
法についてはこちら





書類により、
提出先が
異なります

健康保険に関する申請書 提出先にご注意ください

健康保険に関する申請書は、種類によって提出先が異なります。
必要な申請用紙は、ホームページからダウンロード・印刷してご使用いただけます。

協会けんぽにご提出いただく 申請書

<https://www.kyoukaikenpo.or.jp>

協会けんぽ

検索



- 資格情報のお知らせ交付申請書
- 資格確認書交付申請書
- 高齢受給者証再交付申請書

- 傷病手当金支給申請書
- 療養費支給申請書
- 高額療養費支給申請書
- 限度額適用認定申請書
- 限度額適用・標準負担額減額認定申請書
- 特定疾病療養受療証交付申請書
- 第三者行為による傷病届

- 出産手当金支給申請書
- 出産育児一時金支給申請書

- 特定健康診査受診券(セット券)申請書

- 埋葬料(費)支給申請書

- 任意継続被保険者資格取得申出書
- 任意継続被保険者資格喪失申出書
- 任意継続被保険者被扶養者(異動)届

健康保険の資格取得等に関するもの
(従業員の採用)

変更・訂正

交付

給与・賞与

病気・ケガ・
入院等

出産・育児休業

健康診断

退職・死亡

退職後の保険
(任意継続)

事業所に
に関するもの



日本年金機構の事務センターに ご提出いただく申請書

<https://www.nenkin.go.jp>

日本年金機構

検索



電子申請
がおすすめ
です

ご提出いただく申請書



日本年金機構

検索

- 被保険者資格取得届

- 健康保険被扶養者(異動)届
(国民年金第3号被保険者関係届)

- 被保険者氏名変更(訂正)届
- 被保険者住所変更届

マイナンバーと基礎
年金番号が結びつい
ている被保険者は原
則届出不要です。

- 被保険者報酬月額算定基礎届

- 被保険者報酬月額変更届
- 被保険者賞与支払届

- 産前産後休業取得者申出書

- 育児休業等取得者申出書
- 産前産後休業終了時報酬月額変更届

- 厚生年金保険養育期間
標準報酬月額特例申出書

- 育児休業等終了時報酬月額変更届

- 被保険者資格喪失届

- 適用事業所名称・所在地変更(訂正)届
- 事業所関係変更(訂正)届

協会けんぽの各種制度の詳細につきましては「**協会けんぽGUIDEBOOK**」をご確認ください。
令和8年1月13日(火)より「電子申請サービス」を開始しました。郵送することの手間や
費用が省けるだけでなく、申請書の処理状況が確認できるなど、利便性も向上しているため、
「電子申請サービス」をご利用ください。



休刊のお知らせ

2月号は休刊し、令和8年度保険料額表を同封予定です。



全国健康保険協会 愛知支部
協会けんぽ

〒450-6363 名古屋市中村区名駅1-1-1 JPタワー名古屋23階



052-856-1490 (代表)

受付
時間

8:30~17:15

土・日・祝日
年末年始を除く